

消費生活かわら版

令和7年度
特別号

編集・発行 福岡市消費生活センター
〒810-0073
福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号あいれふ7階
TEL:092-712-2929 FAX:092-712-2765
相談専用電話 092-781-0999
受付時間 月曜日～金曜日：9時～17時(来所相談は要予約)
土曜日：10時～16時(電話相談のみ)
※祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)は休み

令和6年度に消費生活センターに寄せられた 相談の多い事例をご紹介します

福岡市消費生活センター
啓発キャラクター
これっキリン先生



販売購入形態別 相談件数ランキング

(※全相談件数 12,595 件)

第1位	通信販売	4,743件	事例1
第2位	店舗購入	2,850件	
第3位	訪問販売	945件	事例2

商品別分類 相談件数ランキング

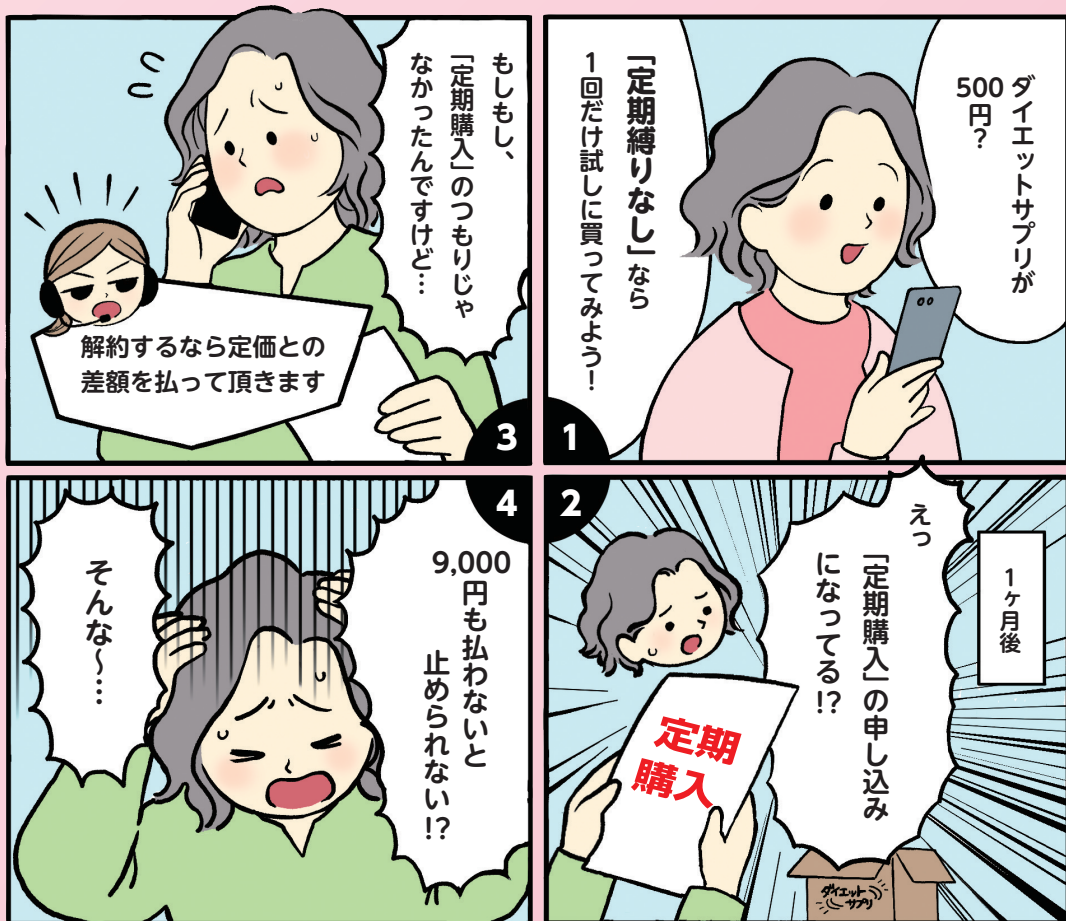
(※同左)

第1位	商品を特定できない相談	1,151件	事例3
	(フィッシング・迷惑メール・架空請求等)		
第2位	不動産貸借	825件	事例4
第3位	定期購入(基礎化粧品)	558件	事例1

事例1 「定期縛りなし」と記載されているのに「定期購入」に!?

アドバイス

- ✓ 「定期縛りなし」とは「1回限り」という意味ではなく、「いつでも解約できる定期購入」である可能性があります。
- ✓ 通信販売はクーリング・オフ制度がありません。
- ✓ 注文ボタンを押す前に解約や返品ルールなど契約条件をよく確認しましょう。
- ✓ 最終確認画面の印刷やスクリーンショットなど、注文時の契約内容を残しましょう。



次のページにもよくある
トラブル事例を紹介しています。
大切なことなので
必ず読んでくださいね。



次のページへ

困ったときは
一人で悩まず相談を

消費者を取り巻く環境は、近年、商品・サービスの多様化やデジタル化の進展などにより大きく変化しており、消費者トラブルも複雑化しています。

高齢者等を狙った悪質商法は依然として後を絶たず、また、成年年齢が十八歳に引き下げられたことにより、若者の消費者トラブルも増加しています。

福岡市は、引き続き、地域、消費者団体、事業者の皆様と連携しながら、消費者教育や啓発活動など、消費者被害を未然に防止するための様々な取り組みを進めてまいります。

困ったときは一人で悩まず、まずは消費生活センターや警察に相談してください。

福岡市長 高島宗一郎